



申請書等における押印の見直しについて

市民の利便性の向上及び行政手続の簡素化を図るとともに、行政のデジタル化を推進するため、申請書等における押印見直しを実施いたしました。

■実施結果について

全庁調査の結果、市民や事業者からの申請において押印を必要とする手続は、2,444件あり、うち2,044件の手続について押印を廃止いたしました。

根拠区分	対象件数	廃止件数	廃止率
国の法令等	438	344	78.5%
県の条例・規則・要綱等	24	19	79.1%
市の条例・規則・要綱等	1,982	1,681	84.8%
合計	2,444件	2,044件	83.6%

※令和3年8月1日現在

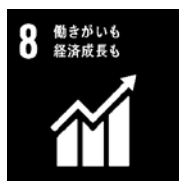
■今後の方向性について

国の法令や県の条例等に押印が規定されている手続については、国や県の法改正を踏まえ、順次、廃止について検討を進めてまいります。

また、市の要綱等に押印が規定されている手続については、事務の見直しなどを行いながら、引き続き、廃止について検討を進めてまいります。

■その他

- (1) 押印廃止の対象となる手続は、ホームページから御確認いただけます。
- (2) 押印廃止に伴う各種手続の変更等については、各担当課へ直接お問い合わせください。



【問い合わせ】
総務部DX推進室業務プロセス担当
担当 山田・曾我
TEL 0277-46-1111 (内線558)